

重要！～証明書申請時のご案内～

- 本人又は同一世帯員が住民票の写し等の申請をする場合（請求先は住民登録地）
同じ住所地番でも世帯が分けてある場合は、下記2又は3の（2）の取扱いとなります。
本人、配偶者又は直系親族が戸籍全部・個人事項証明（謄抄本）等の申請をする場合
（請求先は本籍地）
持ち物 **下記本人確認書類**
- 代理人が窓口で申請者（委任者）の住民票の写しや戸籍全部・個人事項証明等の申請をする場合
持ち物・申請者（委任者）がすべて記入し、自署押印した委任状
・代理人の本人確認書類
・申請者本人の本人確認書類、又は申請者本人により原本に相違ない旨記載し、署名及び委任状と同一の印鑑で捺印された本人確認書類の写し
法定代理人は戸籍全部事項証明（謄本）、その他の資格を証明する書類（登記事項証明書等）が必要
- 第三者が住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書等の申請をする場合
申請理由の根拠を示す資料をお持ちください。
正当な申請理由と判断される場合に限り証明書を交付します。
（1）法人による申請
持ち物・申請理由の根拠資料
・法人の代表者印等の押印のある申請書及び3か月以内に発行された法人登記事項証明書
・窓口に来る法人の構成員の本人確認書類及び、社員証又は当該法人からの委任状
（2）個人による申請
持ち物・申請理由の根拠資料
・窓口に来る人の本人確認書類
- 印鑑登録証明書の申請をする場合
持ち物・申請者本人の印鑑登録証
・窓口に来る人の本人確認書類

申請者本人の住所・氏名・生年月日・電話番号を申請書に正確にお書きいただきます。

本人確認書類（すべて有効期限内の物に限る）は1点以上、は複数必要

1点で確認できるもの

- ・運転免許証 ・旅券 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・外国人登録証明書
- ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書
- ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・身体障がい者手帳
- ・写真付き住民基本台帳カード・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・療育手帳
- ・国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの

複数必要なもの（A + A）又は（A + B）の組合せによる

A	・国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証 ・共済組合員証・国民年金手帳・生活保護受給証明書・国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書・医療受給者証・共済年金若しくは恩給の証書 ・写真無し住民基本台帳カード・交付申請書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ・後期高齢者医療被保険者証等
B	・学生証 ・法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。） ・国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書（ に掲げる書類を除く。）